

小牧市企業新展開支援プログラム推進協議会設置要綱

〔令和5年9月29日〕  
〔5小商第939号〕

(設置)

第1条 小牧市企業新展開支援プログラムの推進等に関する確認、効果の検証等を行うため、小牧市企業新展開支援プログラム推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 小牧市企業新展開支援プログラムの事業及び取組の効果の検証に関すること。
- (2) その他小牧市企業新展開支援プログラムの推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 推進協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小牧商工会議所の代表
- (3) 市内の事業者の代表
- (4) 地域活性化営業部長
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 推進協議会に会長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

2 会長は、推進協議会の議事を進行する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議は、市長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、商工振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。